

## 和歌山県議会が議決した「国会に憲法改正の早期実現を求める意見書」 についての抗議声明

2014年（平成26年）10月22日

9条ネットわかやま  
世話人代表 花田 恵子  
同 藤井 幹雄  
憲法9条を守る和歌山弁護士会  
代表世話人 豊田 泰史  
同 藤井 幹雄  
同 山崎 和友  
自由法曹団和歌山支部  
支部長 由良 登信  
青年法律家協会和歌山支部  
支部長 岡 正人

私たちは、本年9月24日、和歌山県議会及び県議会全会派に対し、「国会に憲法改正の早期実現を求める意見書」提出を求める請願を「拙速に採択することなく」、そのような意見書を議決することがないように申し入れた。

しかるに、和歌山県議会は、本年9月26日、全く十分な議論をすることなく、「国会に憲法改正の早期実現を求める意見書」の提出を求める請願を採択した上、総務委員会提出による同題の意見書（以下「同意見書」という）を議決した。

そもそも、和歌山県議会は、和歌山県民からの負託を受け、和歌山県民の総意を代表すべき立場にあるものである。他方、憲法改正については、日本国民、和歌山県民の中には様々な意見があるところであるが、「国会に憲法改正の早期実現を求める」意見は、そのうちの（ごく）一部の意見にすぎない。これを和歌山県民の総意を代表する和歌山県議会の意見として提出するのであれば、その前に、公聴会を開く、あるいはパブリックコメントを募集するなど、県民から広く意見を求めるべきである。しかるに、同意見書についての審議は、一議員の反対討論があったのみで、全く十分な審議がなされたとは言いがたく、極めて拙速に行われた議決という批判を免れない。

そして、同意見書は、前記申入書で指摘したとおり、その内容自体、法論理的にも極めて問題があるものである。

即ち、同意見書は、具体的に日本国憲法のどの条項をどのように改正すべきかについては一言も述べず、ただ「我が国を取り巻く東アジア情勢は、一刻の猶予も許されない事態に直面して」おり、「家族、環境などの諸問題や大規模災害等への対応が求められている」ので、「新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、国会は憲法審査会において憲法改正案を早期に作成し、国民が自ら判断する国民投票を実現することを求める」と結論付けているが、そのような理由が、国会が憲法改正発議（憲法96条1項）をすべき理由になるとは到底考えられない。

前段の東アジア情勢悪化論は、何の根拠も示さぬ決めつけに過ぎず、よしんばそのような情勢があったとしても、憲法を具体的にどのように改正することによってどのように国際環境が改善するのかという論証を抜きにした改正発議などあり得ない。

また、後段の理由としてあげられている「家族、環境、大規模災害への対応」についても、そもそも、現在の対応が不十分なのかどうか、仮に不十分な点があるのなら「法律改正」ではなく、「憲法改正」でなければならない理由は何なのかという検証が全く欠落している。

そして、「国民が自ら判断する国民投票を実現する」ために国会に対して憲法改正発議をするよう求めるといった同意見書の結論それ自体、憲法解釈論上、成り立ち得ないものである。なぜなら、日本国憲法96条は、具体的個別の条項を修正する必要がある場合に、国会による改正発議、国民投票による承認という手続を経た上で、「この憲法と一体を成すものとして」（憲法96条2項）公布すべきと定めていることから明らかなおとおり、施行以来「一度の改正も行われていない」からとか、「新たな時代にふさわしい憲法に改めるため」などという理由で、「国民が自ら判断する国民投票を実現する」ための改正発議など、そもそも全く想定していないからである。

以上のとおり、私たちは、内容的にも非常に問題の多い同意見書を、県民から広く意見を聴取することなく、拙速に議決した和歌山県議会に対し、強く抗議する次第である。